

# 小長井地域で設備投資を

税負担軽減

お考えの皆様「過疎税制」で、  
お得に設備投資！

## 法人税・所得税の軽減(国税)

対象業種の事業者が対象設備の取得、建設等を行った場合、5年間、割増償却（減価償却の特例）できます。

## 固定資産税などの軽減(地方税)

国の財政支援の下で、事業税、不動産取得税、固定資産税の税率が優遇されます。

幅広い  
対象

対象  
業種

製造業、旅館業、農林水産物等販売業（注1）、  
情報サービス業等（注2）

取得、建設、改修などに適用

対象  
設備

機械・装置、建物・附属設備、構築物

（注1）「農林水産物等販売業」：過疎地域で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業  
（注2）「情報サービス業等」：情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業、コールセンター業 等

幅広い  
対象

### 最小で500万円の設備投資から利用可能

製造業と旅館業は事業者の資本金の規模に応じて、農林水産物等販売業と情報サービス業等は資本金の規模に関わらず、最小で500万円の設備投資から利用可能

### 優遇期間は最長5年間

国税の優遇(割増償却)は5年間。地方税も3年間優遇

## 税制の優遇措置を受けるための手続き

税務申告を行う際に、当該設備投資が、諫早市が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定した「諫早市過疎地域持続的発展計画」に適合している旨の確認書を提出する必要があります。

確認書の申請については、市移住定住推進課（0957-22-1500）にお尋ねください。

■ 国税優遇措置の対象業種、取得価額等の要件

事業者の規模 (資本金)		5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象		機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設、製作、改修等に係る取得		
取得価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上		
償却限度額		機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%		
適用期間		5年間		

※ 一般的な国税優遇措置の対象業種、取得価額等の要件を記載しています。

※ 事業者の資本金が5,000万円を越える場合、新增設に係る取得等が対象。

■ 諫早市における固定資産税の特例措置

諫早市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例	
対象地域	小長井地域（過疎地域）
対象設備	家屋：「建物及びその附属設備」のうち、直接事業の用に供する部分 償却資産：「機械及び装置」のうち、直接事業の用に供するもの 土地：対象となる家屋の垂直投影部分（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に限る）
特例内容	課税免除の対象となった最初の年度以降3か年度
適用期限	令和6年3月31日まで

お問い合わせ

過疎対策全体

諫早市役所  
移住定住推進課へ  
0957-22-1500

国税優遇措置

お近くの  
税務署へ

地方税優遇措置

諫早市役所  
資産税課へ  
0957-22-1500